

「医療費控除」と  
「スマイルライン・デンタルクレジット」を賢く使うと  
所得税・住民税が軽減できます!!

歯科医院に治療費を現金で毎月分割払いするより、  
スマイルライン・デンタルクレジットを利用して毎月返済する方が、  
さらに節税できます!

今年の7月から毎月3万円ずつ  
3年間(36カ月間計108万)支払って治療を完了した場合

	月々の 支払い	医療費控除 対象額		節税額 (所得税のみ)
スマイルライン・ デンタルクレジットの場合	3万円	98万円	98万円	19万6千円
歯科医院へ 現金で分割払いの場合	3万円	1年目 8万円	8万円	1万6千円
		2年目 26万円	26万円	5万2千円
		3年目 26万円	26万円	5万2千円
		4年目 8万円	8万円	1万6千円

1年間に10万円までは  
医療費控除対象外

スマイルライン・デンタルクレジットで支払った場合、課税所得が500万円  
の人であれば、還付申告すれば20万円あまり、所得税の3割は戻ってく  
る計算になります。そしてそれに応じて翌年の住民税額も軽くなります。  
歯科医院へ現金で分割払いの場合は、4回も医療費控除の確定申告  
しなければならない上に、節税額がクレジットで支払った場合よりも少な  
くなります。

1年間に10万円までは医療費控除の対象にならないという規定がある  
ために一括払いと同じ扱いになるクレジットは断然トクになるのです。  
そしてもうひとつ忘れてならないのは、所得の多い人ほど高い所得税率  
になる累進課税の仕組みです。一括して大きな負担をすればするほど  
節税効果も大きくなります。

確定申告時、  
医療費控除の  
申請に  
必要な書類

#### 確定申告書Aの医療費控除の申告に必要な書類

- 1 医療費の支出を証明するもの(クレジット利用の場合は、  
領収証がないので代わりにクレジット契約書の写しを使います)
- 2 医療費の明細書
- 3 給与所得の源泉徴収票
- 4 還付金を振り込む申告名義人の預金口座がわかる書類
- 5 印鑑
- 6 確定申告書A



「現金での分割払い」と  
「スマイルライン・デンタルクレジット」では  
どちらが節税できる?



スマイルライン・  
デンタルクレジット  
の場合  
節税額  
19万6千円



歯科医院へ  
現金で分割払い  
の場合  
節税額  
13万6千円

4年目:1万6千円  
3年目:5万2千円  
2年目:5万2千円  
1年目:1万6千円

スマイルライン・デンタルクレジットを使った方が  
6万円の節税となります。

※税額については平成23年11月現在の税制をもとに計算しており、  
税制改正などにより計算方法や税額、申告書の様式が変わることがあります。

#### 確定申告書Bの医療費控除の申告に必要な書類

- 1 医療費の支出を証明するもの(クレジット利用の場合は、  
領収証がないので代わりにクレジット契約書の写しを使います)
- 2 医療費の明細書
- 3 給与所得の源泉徴収票または青色申告決算書(一般・不動産用等)
- 4 印鑑
- 5 確定申告書B

※申告書用紙は税務署でお受け取り下さい。または国税庁のホームページより  
PDFファイルがダウンロードできます。